



令和6年度 学校基本調査結果

岐阜県環境生活部統計課

【 I 調査の概要 】

1 調査の目的

学校に関する基本的事項を調査し、学校教育行政上の基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査の根拠法令

統計法、統計法施行令及び学校基本調査規則による（基幹統計調査）。

3 調査の対象

幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校、専修学校及び各種学校（岐阜県には中等教育学校はない）。

※ 高等教育機関（大学・大学院、短期大学、高等専門学校）は、文部科学省が調査を実施。

4 調査の内容

調査票の種類	主な調査事項	報告義務者	調査の系統
学校調査票 〔幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校(全日制・定時制)、特別支援学校、専修学校、各種学校〕	学校数、在学者数、教職員数等	学校の長	文部科学大臣－国立の学校 岐阜県知事 －高等学校（公立・私立） －県立特別支援学校 －県立専修学校 －市町村長 －市町村立・私立学校（高等学校を除く） －市町村教育委員会
学校通信教育調査票（高等学校）	学校数、在学者数、教職員数等	通信制課程を置く高等学校の長	
卒業後の状況調査票 〔中学校、義務教育学校、高等学校(全日制・定時制、通信制) 特別支援学校(中学部、高等部)〕	卒業者の進学及び就職状況等	学校の長	
学校施設調査票 (高等学校等、各種学校)	学校の土地、建物の面積等	公立の専修学校・幼保連携型認定こども園・各種学校の長、私立学校の設置者	
不就学学齢児童生徒調査票	就学免除者・猶予者、死亡者数等	市町村教育委員会	

5 調査の期日

令和6年5月1日現在

6 用語の解説

○本務者

当該学校の専任の教職員。原則として辞令で判断されるが、辞令等がない場合は、待遇や勤務の実態で判断。

○兼務者

本務者以外の者。学校基本調査では延べ数として把握している。

○外国人

日本国籍を持っていない児童生徒。二重国籍者は日本人として計上。

○学級の区分

「単式学級」同学年の児童・生徒のみで編制されている学級。

「複式学級」2以上の学年の児童・生徒で編制されている学級。

「特別支援学級」学校教育法第81条第2項各号に該当する児童生徒で編制されている学級。

学級の種類は、「知的障害」、「肢体不自由」、「病弱・身体虚弱」、「弱視」、「難聴」、「言語障害」及び「自閉症・情緒障害」の7種類。

○専修学校の課程

「高等課程」中学校、義務教育学校を卒業した者を前提とし、それと同等以上の学力があると認められた者を入学資格とする課程

「専門課程」高等学校を卒業した者を前提とし、それに準ずる学力があると認められた者を入学資格とする課程

「一般課程」特に入学資格を定めない課程

7 利用上の注意

(1) 数字の単位未満は、原則として四捨五入した。したがって、合計の数字と内訳の計とが一致しない場合もある。

(2) 統計表の符号の用法は次のとおりである。

「－」 --- 計数がない場合

「0.0」 --- 計数が単位未満の場合

「…」 --- 計数の出現があり得ない場合又は調査対象とならなかった場合

「△」 --- マイナス